

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年(2022年)9月27日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 中 野 正 剛

財政援助団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、項目	監査期日
地域経済振興課	株式会社 四番町スクエア	令和3年度 彦根市地域・観光交流 センター運営費補助金	令和4年8月30日
		令和3年度 彦根市中心市街地誘客 事業費補助金	

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、補助金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員および援助団体職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(株式会社四番町スクエア)

【彦根市地域・観光交流センター運営費補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 補助金等の交付に係る諸手続きについて

令和3年度は、コロナ禍に伴う経営状況の悪化を踏まえ、従来の地域交流センターへの運営補助のほか、観光交流センターの公共的機能に係る部分への運営補助に加え、借地料についても支援金として交付している。

交付に係る諸手続きに関しては、彦根市地域・観光交流センター運営費補助金交付要綱(内規)および株式会社四番町スクエア支援金交付要綱(内規)を定め運用しているが、別要綱である上記補助金と支援金を同一の交付申請書で処理していたほか、続く交付決定通知書等の記載内容についても従来様式を転用したことにより、追加の補助金や支援金に係る内容の記載に不足が生じていた。

各補助金と支援金を合算した交付金額について問題はなかったものの、特に支援金に

については単年度のみの特別なものであり、関係書類の不備は疑義が生じる要因にもなり得ることから、適正な書類作成に留意されたい。

【彦根市中心市街地誘客事業費補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社四番町スクエア(以下「同社」という。)は、集客の核となる観光交流センター「ひこね食賓館四番町ダイニング」と地域交流センター「ひこね街なかプラザ」の運営をとおして中心市街地の活性化を担う第三セクター方式によるまちづくり会社として平成15年に設立され、令和3年度は18年目となる。経営状況については、「国宝・彦根城築城400年祭」など大規模な周年事業の成功後、徐々に客足が遠のき、テナントの撤退等により不採算部門を抱えることになった結果、平成26年度の第12期決算では過去最大の赤字を計上したものの、同年中に策定した「経営改善計画」により抜本的な経営再建の取組を継続しており、一定の効果が表れているところである。

令和3年度の決算状況については、令和2年度に引き続きコロナ禍の影響下にある中、物販売上に直結する団体客(バス)の誘致について苦戦を強いられたものの、平成30年9月から取り組んでいるふるさと納税事業に関し、キリンビール滋賀工場で生産され令和3年3月から販売が開始された新商品のSPRING VALLEYがヒットしたことなどにより大幅に売上を伸ばし、新型コロナウイルス感染症(以下「同感染症」という。)の影響に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置のほか、同感染症関連の政府等支援策の積極的な利用、増額した彦根市補助金・支援金の効果的な活用などにより経費の削減と併せ経営の健全化に取り組んだ結果、経常損益は161万円の損失となり、前年度の1,800万円の損失から大幅な改善が図られている。

なお、両センターの建設時の沿革として、各主管省庁の補助金充当事業の条件により、公共的機能を有する部分については収益事業が実施できないこととされている。このため、彦根市は能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる公共的機能に係る経費に対し、公的支援を行っているところである。ただし、地域交流センターはその全てが公共的機能を担う建物であるが、固定資産税や減価償却費については補助対象とされておらず、同社の損益計算上では大きな負担となっている。

このような中、令和4年6月28日に和田彦根市長が同社の代表取締役社長に就任し、責任ある立場で経営健全化に向けた取組に参画することとなった。彦根市は同社の持株比率が40.51%で筆頭株主(議決権比率60.32%)であり、経営に対して実質的に主導的な立場にあることから、今後まちづくり会社として、和田新社長のリーダーシップのもと、さらに中心市街地活性化の取組が加速されることを期待する。コロナ禍の収束は未だ不透明ではあるが、

政府等の観光部門における需要喚起策を念頭に、インバウンドを含めた誘客促進や受入体制の整備を行い、ふるさと納税をはじめとする観光動向に左右されない新たな事業についても展開を促進しながら、四番町スクエア協同組合や彦根観光協会等の関係機関との連携を強化し、街の魅力の創出と併せて持続可能な組織運営を図られたい。

また、令和4年度中に新たに策定予定である「経営改善計画」には、同社が第三セクターとしての公共性、公益性を果たすべき役割および「事業継続の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）を踏まえ、彦根市の財政支援の方針を示すこととされている。同社の将来展望に大きく関わる内容であるため、十分議論を尽くされたい。

所管課においては、交付要綱上で補助対象となる「公共的機能」の考え方について、整理されたい。観光交流センターに係る補助対象額は公共的機能に係る面積案分により算出しているが、修繕費など個所付け可能な経費も含めて案分計算されており、公共的機能部分以外の修繕費用も含まれる場合があるため、第三者への説明責任が果たせるよう対応を求めるものである。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

公の施設の指定管理団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、施設	監査期日
高齢福祉 推進課	社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会	令和3年度 彦根市北老人福祉センター	令和4年8月30日
	特定非営利活動法人 ホームスイートホーム	令和3年度 彦根市南老人福祉センター	
	彦根市老人クラブ連合会	令和3年度 彦根市中老人福祉センター	

2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(社会福祉法人彦根市社会福祉協議会)

【彦根市北老人福祉センター】

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って概ね適正に執行されており、出納その他の事務においても特に指摘すべき事項は認められなかった。

各老人福祉センターは、高齢者等が健康で明るく、楽しい生活を送るための施設であり、健康増進やレクリエーションの場、また新たな交流を生み出す憩いの場を提供するなど高齢者等の福祉の増進を図るため老人福祉法の規定に基づき設置され、各種業務を展開している。

令和3年度、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会は指定管理者として彦根市北老人福祉センターの通算5年目の運営を行ったところである。令和3年度の施設利用者数については、コロナ禍の中、全国に「緊急事態宣言」が発令され、年度途中の一部期間が閉館となったが、令和2年度実績を244人上回る8,445人の利用者があり、コロナ禍前の水準には遠く及ばないものの、感染予防対策の徹底のほか、新たに市内単位老人クラブ代表者へも情報誌を送付するなど広報啓発活動を強化した効果が表れていると言える。

また、施設運営については、隣接する北デイサービスセンター内に設置されている「地域

包括支援センターハピネス」との連携による健康寿命延伸のための取組や、異世代交流スペースを有する施設という特徴を活かし、子育て支援団体と協力して子育て親子の居場所づくりを通じた高齢者との交流を図ったほか、「お笑いシアター」など複数の新規自主事業を実施し、多様化する社会状況や高齢者ニーズに柔軟かつ的確に対応したことは評価できる。引き続き、多世代利用も想定した運営方法等の見直しによりサービスや機能の最適化を推進されたい。施設利用者の「居場所と出番」の確保を含め、市北部地域の高齢者を中心とする地域福祉活動の推進拠点施設となることを期待するものである。

なお、当センターは平成11年4月に竣工した施設であり、施設の老朽化が著しく、浴室については、設備の修繕等に係るコストのほか、施設全体の利用者が限定されていることに加え、入浴中の事故リスクといった管理上の観点から廃止が検討されている。一方で、令和3年度の利用実績は1日あたり26.5人の利用があり、経済面や健康面等に不安のある方も利用されているとのことである。浴室廃止の検討の際には、高齢者施策のほか生活困窮者施策や公衆衛生の観点など、利用者の立場から十分な配慮をされたい。

所管課においては、指定管理者からの事業報告書における収支状況の確認について、証拠書類や会計帳簿との整合を確認するなど検収精度の向上を図るほか、剰余金(繰越金)が生じている場合の発生要因を把握し、必要に応じ次年度事業への充当確認を行うなど、指定管理料の適正な執行の確保に留意されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

(特定非営利活動法人ホームスイートホーム)

【彦根市南老人福祉センター】

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 彦根市南デイサービスセンターとの共通経費について

彦根市南老人福祉センターは彦根市南デイサービスセンターと併設された施設であり、各施設は当該同一の指定管理者により運営され、デイサービスセンターにおける経費は指定管理料に依らず、介護保険における収益事業で賄っている。

各施設の経理については明確に区分されており、同一施設であることによる共通経費については基本的に案分により負担しているが、少額の供用物品の購入に関し、案分が徹底されていない事例があった。

共通経費の案分支出については、同一の指定管理者による同一の施設内の経理であり、煩雑で非効率な面はあるが、歳入の原資の違い等に鑑み、可能な限り実態に即した経費負担となるよう留意されたい。

令和3年度、特定非営利活動法人ホームスイートホームは指定管理者として彦根市南老人福祉センターの初年度の運営を行ったところである。令和3年度の施設利用者数については、コロナ禍の中、全国に「緊急事態宣言」が発令され、他の老人福祉センターと同様に年度途中の一部期間が閉館となったが、令和2年度実績を543人上回る3,285人の利用者があり、コロナ禍前の水準には遠く及ばないものの、感染予防対策を徹底した講座の開講のほか、「スマイル通信」等による継続した情報発信や、新たに設置した健康増進コーナーなど社会情勢や利用者ニーズに応じた対応が図られている。

また、施設運営については、カロム大会など多くの事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされる中、上述した健康増進コーナーの新設として介護予防筋トレマシンを導入し、利用講習会や体力測定、日々のトレーニングによる筋力増強や健康づくりを実施することにより、課題であった男性利用者の増加を図ったほか、利用者アンケートの他に地域住民へのアンケートを初めて実施し、地域ニーズの把握に努めるなど、コロナ禍の影響下においても需要に応じたサービスと質の向上を図られていることは評価できる。引き続き、地域の関係団体等との連携や地域住民の参画と共同を促進し、高齢化率の高い南部エリアの地域福祉活動の拠点として、地域性を十分活用した施設運営により誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに繋げられたい。

所管課においては、指定管理者からの事業報告書における収支状況の確認について、証拠書類や会計帳簿との整合を確認するなど検収精度の向上を図るほか、剰余金(繰越金)が生じている場合の発生要因を把握し、必要に応じ次年度事業への充当確認を行うなど、指定管理料の適正な執行の確保に留意されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

(彦根市老人クラブ連合会)

【彦根市中老人福祉センター】

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 彦根市老人クラブ連合会の会計処理について

人件費に関し、職員3名に係る令和3年度年間分の時間外手当206,484円を年度終了後に一括して支出していた。経理処理の負担軽減を図るため、各職員了承のもと処理されたものであるが、本来毎月の給与支給時に支払うべきものであり、労働基準法等関係法令の規程を確認の上、適正に対応されたい。

また、歳入処理に関し、各使用団体から印刷使用料を徴し、都度領収を行っているが、会計上の収入処理を各月末等に行わず、年度終了後に令和3年度年間分を一括して処理していた。釣銭対応等の利便性から手元で現金を保管管理していたものだが、長期間に渡る現金保管リスクや適正な会計処理の観点からは是正されたい。

○ 管理業務仕様書(中老人福祉センター)における未実施事項について

管理業務仕様書に実施すべき事項として記載のある「避難・救助その他必要な訓練」および「年2回以上の人権研修」が実施できていなかった。新型コロナウイルス感染症対策の観点から実施を見送ったとのことだが、人命や人権に関わるもののため、その重要性から実施を前提とした手法の検討は当然であり、危機管理意識や人権意識の不足は否めない。令和3年度指定管理者候補者選定委員会の評価結果にも同様の指摘があるように、強く改善を求めるものである。

令和3年度、彦根市老人クラブ連合会は指定管理者として彦根市中老人福祉センターの通算14年目の運営を行ったところである。令和3年度の施設利用者数については、コロナ禍の中、全国に「緊急事態宣言」が発令され、他の老人福祉センターと同様に年度途中の一部期間を閉館したほか、令和4年当初からの新型コロナウイルス感染症オミクロン株拡大の影響による利用控えに伴い1月以降の1日当たりの利用者数が100人を切ったことなどにより、令和2年度実績を4,181人下回る24,257人の利用者となっている。

また、施設運営については、高齢者の関心の高い健康体操等の健康に関する事業をはじめ、「生き生きクラブ発表会」「年忘れ会」「季節の食事会」などの行事計画が新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小を余儀なくされ、利用者の高齢化の進行や世帯構造の変化等と相まって利用者数の減少が懸念される状況にある。一方で、新規に3つのクラブが新設されたほか、パソコンやスマートフォンで速やかに情報提供を図るべくホームページの作成・公開を進め、高齢者と子育て世代が交流できる講座や多世代が集えるプチ運動会の開催を検討するなど、施設規模や屋内ゲートボール場を活かし、コロナ禍においても利用者数の維持向上と高齢者施設としての機能の充実に努められている。引き続き、クラブ活動のさらなる活性化と情報発信を図りつつ、指定管理者自身の組織を活かした運営や社会福祉協議会など関係団体との連携により利用を促進し、さらなる知名度の向上を図ることで地域福祉活動の拠点施設として誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに繋げられたい。

なお、当センターは昭和59年6月に竣工した施設であり、施設の老朽化が著しく、浴室については、設備の修繕等に係るコストのほか、施設全体の利用者が限定されていることに加え、入浴中の事故リスクといった管理上の観点から廃止が検討されている。一方で、令和3年度の利用実績は1日あたり33.3人の利用があり、経済面や健康面等に不安のある方も利用されてい

るとのことである。浴室廃止の検討の際には、高齢者施策のほか生活困窮者施策や公衆衛生の観点など、利用者の立場から十分な配慮をされたい。

所管課においては、指定管理者からの事業報告書における収支状況の確認について、証拠書類や会計帳簿との整合を確認するなど検収精度の向上を図るほか、剰余金(繰越金)が生じている場合の発生要因を把握し、必要に応じ次年度事業への充当確認を行うなど、指定管理料の適正な執行の確保に留意されたい。

また、避難訓練や人権研修については、サービスを提供する指定管理者に必須の責務である。所管課においても研修等の実施状況や内容を把握するとともに、コロナ禍においても確実な実施が担保できるよう指導・助言を徹底されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。